

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 定義

特定先端大型研究施設の定義に、特定中性子線施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）により設置される、加速された陽子を原子核に衝突させることにより発生する中性子線を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるもの）を追加するものとする。

（第二条第二項及び第五項関係）

第二 基本方針

文部科学大臣は、特定中性子線施設に係る基本方針においては、第四条第二項各号に掲げる事項のほか、中性子線専用施設を利用した研究等並びに中性子線専用施設の設置及び利用に関する事項を定めるものとする。

（第四条第四項関係）

第三 特定先端大型研究施設の設置者の業務

日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、中性子線共用施設を研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとする。

（第五条第二項関係）

第四 実施計画

日本原子力研究開発機構は、第三の業務（登録施設利用促進機関が行うものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととする。

（第六条第三項関係）

第五 登録施設利用促進機関

文部科学大臣は、登録施設利用促進機関に、第三の業務のうち、施設利用研究を行う者の選定等の業務の全部又は一部を行わせることができるとし、登録基準その他の登録施設利用促進機関が業務を行うに当たり必要な規定を整備すること。

（第四章関係）

第六 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十一年七月一日から施行すること。
（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に伴う経過措置等の所要の規定を整備すること。
（附則第二条から第五条まで関係）